

事務連絡
令和3年6月11日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について
(酒類販売事業者に対する支援の補足)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」といいます。）の協力要請推進枠については、令和3年5月20日、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（酒類販売事業者に対する支援）」において、酒類販売事業者に対する支援金の取扱いをご連絡していたところですが、その運用について、下記のとおり、補足事項を示します。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

○ 酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との取引について

本支援金は、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との取引による影響を受けている酒類販売事業者に対し支援を行うものです。その際、飲食店が同要請等に応じずに営業を続けていることを知りながら取引を行っている酒類販売事業者について、支援金を支給することは適当ではありません。このため、都道府県においては、月次支援金が給付要件を満たしているかどうかを確認する宣誓・同意書を申請者に求めていることを参考に、酒類販売事業者に対して、飲食店が要請に応じていないことを把握した場合には取引を行わないよう努める旨の書面の提出を求めるなどの取組みを行うようお願いいたします。

【照会先】

- (1) 酒類販売事業者に係る支援策について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木
矢部・小林・西中・寺井
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752